

モンゴル法律最新情報 創刊号 (2016年9月14日)

外務省の在外公館における日本の弁護士活用事業の一環として、モンゴル日本商工会・モンゴル日本人会のご協力で、大正法律事務所(岡英男弁護士)・De Jure Partners LLP 法律事務所(バトバヤル弁護士)による、モンゴルの最新の法律をご紹介しますメールマガジンを発刊することとなりました。

このメールマガジンでは、最近のモンゴルでの法改正などを中心に、月に1回~2回程度、モンゴルの法律情報をご紹介します。

【新しい法令】

●国防関連法の改正(2016年9月2日)

国防法関連が改正された。改正されたのは、防衛法、軍組織法、軍人法など。2016年2月16日に大統領から改正案が提出されていたもの。国防関連法の改正により、モンゴル軍の組織が強化され、徴兵人数が増加する。また、法律改正で大学生について、夏休みの3か月間兵役に服することで、1年間の兵役を終えたと見なすことができるようになった。

【トピックス】

●改正刑法の施行延期

モンゴル刑法(2002年制定)は2015年12月3日に改正された。時代の変化に対応しておらず、また、応報刑の要素が強すぎるとの批判があったからである。

その改正刑法が、2016年9月1日から施行される予定であったが、施行日が2017年7月1日に延期されることとなった。

●改正刑法の内容

改正刑法では、刑罰の種類を変更し、法人処罰を新設し、青少年に対する刑罰を新たに規定している。改正刑法の中では、以前から執行停止の状態にあった死刑が、正式に廃止されており、死刑制度廃止を東アジアでいち早く実現した国として国際的にも注目されている。死刑制度廃止については、当初、2010年に大統領が独断で執行停止を宣言した。日本のようにアンケートなどで国民の意思を確認するという手順をとっては、死刑廃止を是認する意見が多数を占めることは難しいが、モンゴルではそのような方法を取らず、大統領主導で死刑の執行停止という既成事実を作り上げたうえで、5年以上の年月をかけて国民に死刑がなくても不都合はないと理解させていったという点が特徴的である。

●行政刑罰法の制定

行政刑罰法規についても整理がなされた。以前はモンゴルでは行政刑罰法規について各法律で規定しており、そのため、刑法に定める刑罰と行政刑罰法規が重複・矛盾する内容となっているという事態が生じていた。刑法改正に伴い、各法律で規定していた行政刑罰法規を廃止し、「行政刑罰法」

(OFFENCE LAW) という1つの法律に行政刑罰を統合することで、刑法と行政刑罰法規との整合性を保つことができるようになった。この行政刑罰法も刑法と同じく2015年12月3日に制定されており、2016年9月1日に施行予定であったが、2017年7月1日に施行が延期されている。

● 刑法等施行延期の理由

これら一連の法改正・制定は、「刑事司法制度改革」と呼ばれ、国民からの期待が高かったにも関わらず、今回、施行が延期されることとなった。その理由としては、2016年の6月29日の総選挙の結果、新しく組織された国会が9月からの施行は時期尚早で準備が整っていないと判断したからである。

● 改正刑事訴訟法

刑法改正に伴って刑事訴訟法も改正された。この改正刑事訴訟法は2016年6月に制定されたが、現在、施行できない状態にある。改正刑事訴訟法は、法律施行の要件である官報記載がなされなかった。モンゴルが民主化して以降、国会で制定された法律が官報に記載されなかったのははじめてのこと。

● 家庭内暴力法

なお、改正刑法に伴い、家庭内暴力法も成立していたが、この法律についてはこのたび国会から政府に差し戻されている。この法律は、家庭内暴力を刑事事件として認めるなど、家庭内暴力について厳しい態度で臨む内容である。国会がいったん制定した法律を施行前とはいえ政府に差し戻したことについては、違法ではないかと法律家や研究者の間で議論となっている。

● 動産担保法、債権担保法

2015年7月2日、動産・債権担保法が制定され、2016年9月1日から施行される予定であった。しかし、法律で規定する電子登録制度がまだ完成していないことから、これらの施行は2017年4月1日まで延期されることとなった。

これらの動産・債権担保法の整備により、動産、債権、知的財産などの財産を担保とすることが可能となり、資金の流通につながるというメリットがあったのだが、このたびの延期は経済界から批判されている。

【お知らせ】

● 無料法律相談のお知らせ

在モンゴル日本大使館では、日本企業支援のための無料法律相談を今月も行います。ビジネスに関連するご相談なら、契約、労務、弁護士の紹介など内容は問いませんので、お気軽にお申し込みください。

日程：9月14日（水）～16日（金）、20日（火）～21日（水）

時間：10時～16時（昼休憩13時～14時除く）

予約：日本大使館の経済・開発協力班までご連絡ください

電話：11-320777（代表）、

メールアドレス：economy.ec-section3@ul.mofa.go.jp

【著者のご紹介】

●岡 英男

資格等：弁護士（日本）、外国弁護士（モンゴル）、モンゴル国立国際仲裁センター仲裁人、神戸学院大学非常勤講師（労働法ほか）、京都大学法務博士

所 属：大正法律事務所（代表弁護士） <http://www.taisho-law.com/>

住 所：〒551-0001 大阪府大阪市大正区三軒家西1丁目1-1 小島ビル4階

電 話：06-6586-6109

●サランゲレル・バトバヤル（Sarangerel BATBAYAR）

資格等：弁護士（モンゴル）、モンゴル国立大学専任講師（会社法ほか）、元モンゴル国立法律研究所政策研究官、モンゴル国立大学法学修士

所 属：De Jure Partners LLP（デ・ジュール・パートナーズ LLP、Өмгөөллийн “Де Юре Партнерс” ХХН）（パートナー）

住 所：Mongolia, Ulaanbaatar, Chingiltei district, 1st Khoroo, Raash bulag 505

電 話：976-88075852

【お問い合わせ等】

●このメールマガジンに関するご意見やお問い合わせは、岡英男までお寄せください。

メールアドレス：okahideo@infoseek.jp

●このメールマガジンに記載した内容は、皆様の業務・生活のご参考にさせていただくためのものです。正確を期する必要がある場合には、お近くの弁護士・法律家に相談してください。

●モンゴル日本商工会・モンゴル日本人会、大正法律事務所（岡英男）および De Jure Partners LLP（バトバヤル）は、このメールマガジンの内容の信頼性・正確性・適法性等について、一切責任を負いません。ユーザーは、自己の責任において情報を利用してください。